

# ご存じですか？ マイナンバー



マイナンバー広報キャラクター

マイナちゃん

## もくじ

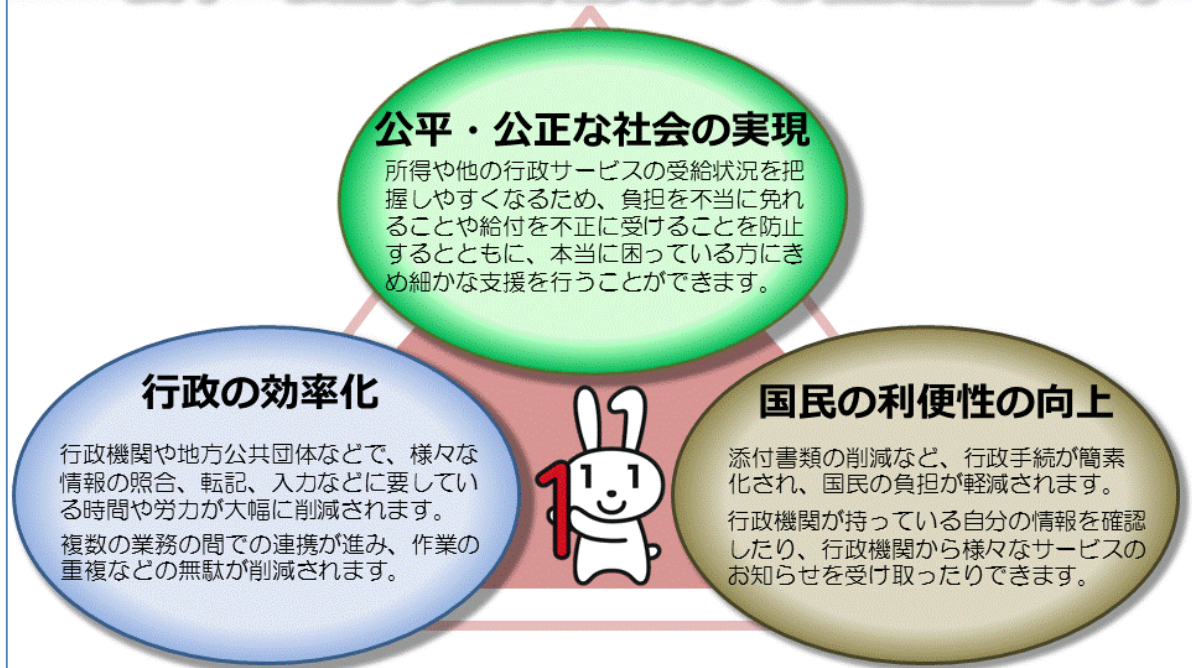
- ・ マイナンバーとは何ですか？ \_\_\_\_\_ P 1
- ・ 自分のマイナンバーはいつ、どのように通知されますか？ \_\_\_\_\_ P 2
- ・ マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？ \_\_\_\_\_ P 3
- ・ マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？ \_\_\_\_\_ P 4
- ・ 個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか？ \_\_\_\_\_ P 5
- ・ 自分の個人情報がどのようにやりとりされているか確認することはできますか？ \_\_\_\_\_ P 6
- ・ 個人番号カードとは、どういったものですか？ \_\_\_\_\_ P 7
- ・ 通知カードと個人番号カードの違いは何ですか？ \_\_\_\_\_ P 8
- ・ 行政機関だけでなく、民間の事業者もマイナンバーを取り扱うのですか？ \_\_\_\_\_ P 8
- ・ 民間事業者がマイナンバーを取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか？ \_\_\_\_\_ P 9
- ・ 法人番号とは何ですか？ \_\_\_\_\_ P 9
- ・ 詳しい情報が知りたい場合や、不明な点がある場合はどうすればよいですか？ \_\_\_\_\_ P 1 0
- ・ (参考) マイナンバーの提供を求められる主なケース \_\_\_\_\_ P 1 1

平成 2 8 年 1 月 版

内閣府大臣官房番号制度担当室

## ○マイナンバーとは何ですか？

**マイナンバーは、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**



マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

1つめは、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

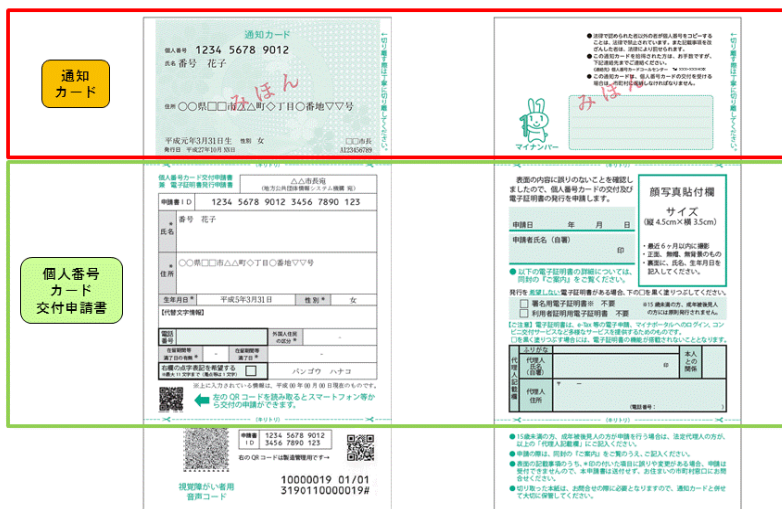
2つめは、添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

3つめは、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

○自分のマイナンバーはいつ、どのように通知されますか？

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に  
マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。



【おもて面】

【うら面】



平成27年10月以降、住民票を有する国民の皆様一人一人に12桁のマイナンバーが通知されます。新たに生まれた子供のマイナンバーは、出生届を提出し、住民票登録がされた時点で決定します。また、マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

通知は、原則として住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。そのため、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、ご注意ください。

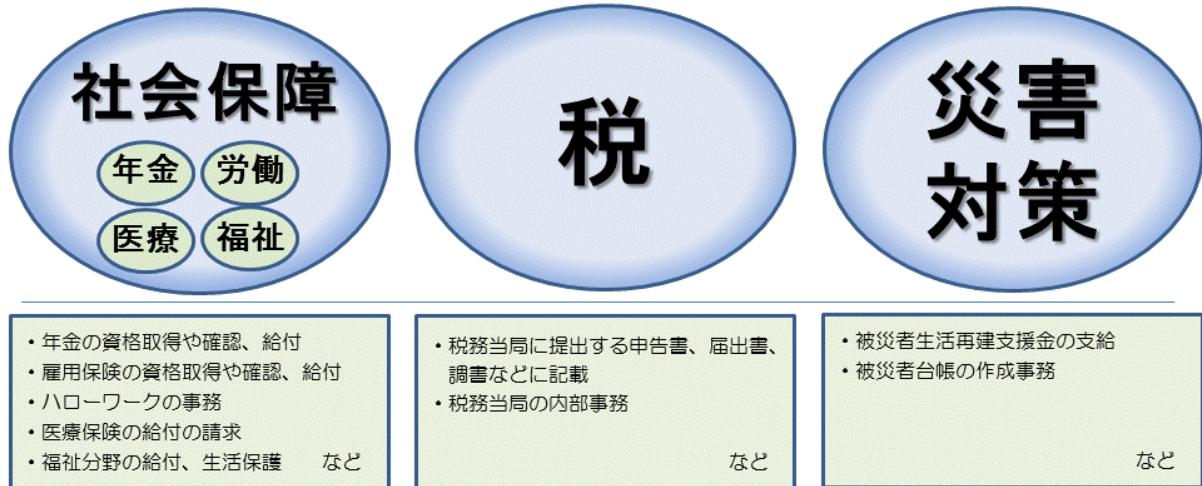
マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、マイナンバーは一生変更されませんので、大切にしてください。

## ○マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？

平成28年1月から、  
社会保障、税、災害対策の行政手続で  
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。たとえば、

- ① 年金を受給しようとするときに年金事務所に提示
- ② 健康保険を受給しようとするときに健康保険組合に提示
- ③ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付の申請をするときに市町村に提示
- ④ 児童手当の申請をするときに市町村に提示
- ⑤ 所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署に提示
- ⑥ 税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関に提示

といった場面で利用することになります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、地方公共団体を含め、平成29年7月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。